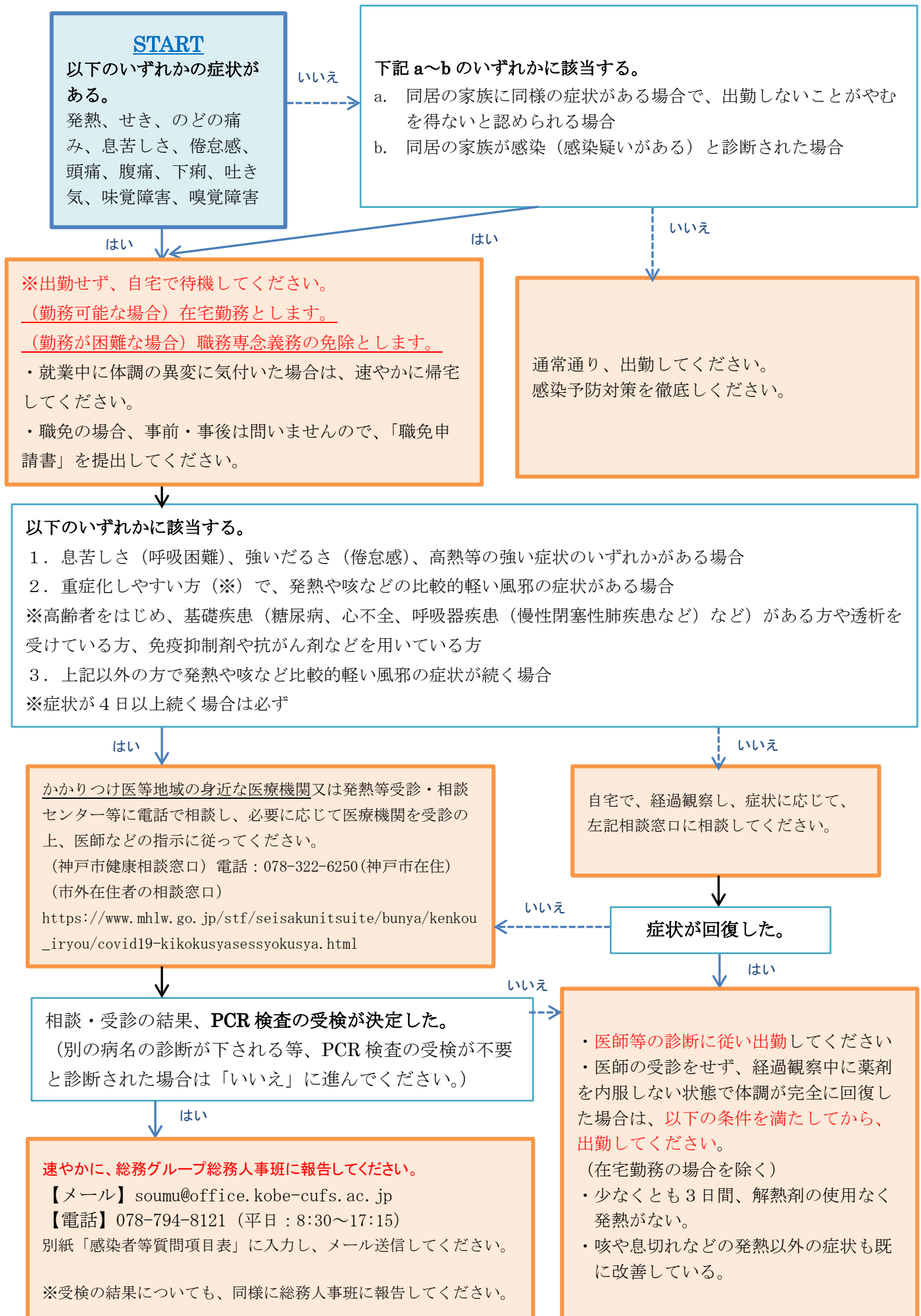
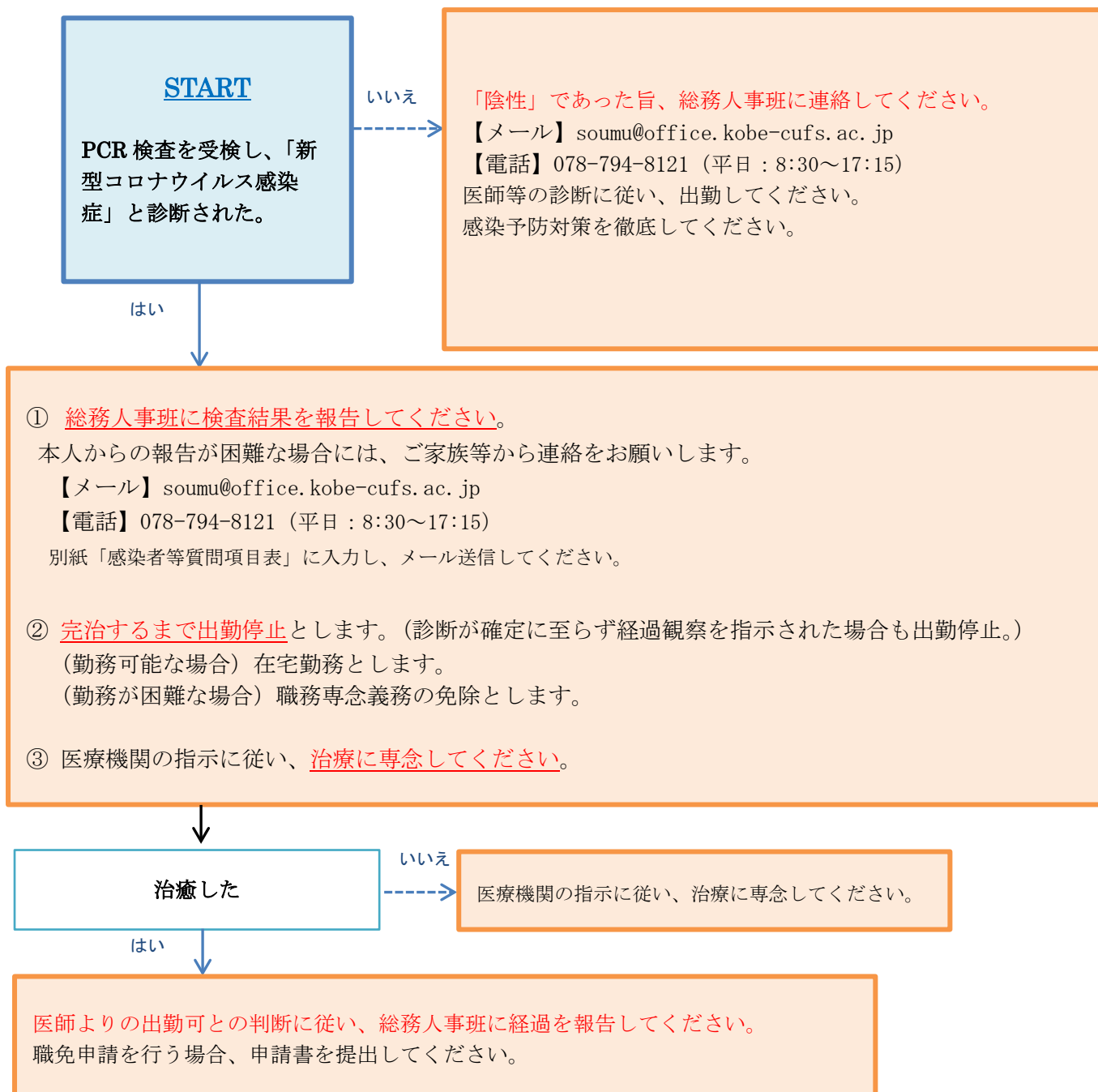


【ケース①】新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合



【ケース②】新型コロナウイルス感染症と診断された場合



【ケース③】新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合

START

感染者との接触があり濃厚接触者となった。

はい

※濃厚接触者の定義等は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」P.7のとおりです。以下の場合、感染防止の観点から適切に行動してください。

- ① 同居のご家族に感染又は感染疑いの診断がなされた場合
→登校/出勤は控え、総務人事班に報告してください。また、不要不急の外出は控えてください。
- ② 大学（総務人事班）から感染者/感染疑いのある者へ聞き取りを行った結果、「濃厚接触者」の疑いが高いと考えられる場合
→総務人事班から情報提供があった場合、上記①と同様の対応をとってください。

① 総務人事班に報告してください。

本人からの報告が困難な場合には、ご家族等から連絡をお願いします。

【メール】 soumu@office.kobe-cufs.ac.jp

【電話】 078-794-8121（平日：8:30～17:15）

別紙「感染者等質問項目表」に入力し、メール送信してください。

② 国や自治体が定める待機期間、または保健所や医療機関から自宅待機指示のあった期間は出勤停止とします。（指示が無ければ感染者と最後に濃厚接触した日から5日間※）

※自宅待機期間は国や自治体が示す基準に基づき変更になる場合があります。

（勤務可能な場合）在宅勤務は可能とします。

（勤務が困難な場合）職務専念義務の免除とします。

③ 自宅待機等、居住する自治体の衛生主管部局の指示に従ってください。



PCR 検査を受検し、「陽性」であった。

いいえ

はい

- ① 総務人事班（上記①）に「陰性」であった旨連絡してください。
- ② 感染した方と接触した後は不要不急の外出を控えるなど保健所や医師の指示に従ってください。
- ③ 職免とした場合、出勤可となった後に「職免申請書」を提出してください。

別紙「【ケース②】新型コロナウイルス感染症と診断された場合」に従い行動してください。